

第2期 深浦町いのち支える自殺対策計画

～自殺に追い込まれることのない地域をめざして～

令和6年3月
青森県 深浦町

はじめに

わが国では、平成 18 年に成立した自殺対策基本法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき自殺対策を推進し、平成 22 年以降自殺者数は減少傾向となっていました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により長引く不安な生活の中で、令和 2 年度からは自殺者が再び増加傾向に転じております。

本町におきましては、「深浦町いのち支える自殺対策計画」を平成 31 年 3 月に策定し、だれも自殺に追い込まれることない深浦町を目指して自殺対策を推進してまいりました。

このたび、これまでの取り組みをさらに発展させ、地域の実情に即した自殺対策を推進するため、「第 2 期自殺対策計画」を策定いたしました。この計画により、町民一人ひとりに自殺対策への理解を深め、基本理念の実現をめざし取り組んでまいります。

結びに、本計画策定にあたりまして、ご尽力いただきました深浦町生きいき健康づくり推進協議会の皆様をはじめ、こころの健康に関する調査を通じて貴重なご意見をいただきました町民の皆様、自殺対策に係る関係者の皆様からご指導いただきましたことに心から感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

深浦町長 吉田 満

目次

第1章 計画策定・見直しの趣旨

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	基本理念	1
5	自殺対策の目標	2

第2章 深浦町における自殺の現状

1	自殺者数、自殺死亡率の推移	3
2	性・年代別の自殺者の割合、自殺死亡率の推移	4
3	本町の自殺の特徴	5
4	高齢者関連	5
5	勤務・経営関連	6
6	住民アンケートの結果からみる現状	6

第3章 これまでの取り組みと評価

1	深浦町いのち支える自殺対策計画の評価指標と目標達成状況	15
2	主な施策分野ごとの評価	16

第4章 いのち支える自殺対策における取組

1	基本施策	19
(1)	地域におけるネットワークの強化	19
(2)	自殺対策を支える人材の育成	20
(3)	住民への啓発と周知	21
(4)	自殺未遂者等への支援の充実	22
(5)	自死遺族等への支援の充実	22
(6)	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	23
2	重点施策	24
(1)	高齢者対策	24
(2)	生活困窮者対策	26
3	生きる支援関連施策	28

第5章 自殺対策の推進体制

1	自殺対策の推進体制	40
2	自殺対策の担当課	40

第6章 参考資料

- 1 自殺対策基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 2 自殺総合対策大綱概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 3 深浦町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱・・・・・・・・ 48
- 4 深浦町生きいき健康づくり推進協議会・・・・・・・・・・・・ 50

第1章 計画策定・見直しの趣旨

1 計画策定の趣旨

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に自殺対策基本法が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、すべての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」または「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

当町においても、平成31年3月に「深浦町いのち支える自殺対策計画」を策定し、自殺対策に取り組んでいるところです。引き続き、町全体で自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、現行の計画を総合的に見直し、誰も自殺に追い込まれることのない深浦町の実現に向けて、このたび「第2次深浦町いのち支える自殺対策計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」であり、国の自殺対策基本法の基本理念や自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ策定します。

また、青森県の「いのち支える青森県自殺対策計画」、「深浦町第二次総合計画」や「健康ふかうら21・食育推進計画」等の関連計画との整合を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は、概ね5年を目途に見直しが行われる国の自殺総合対策大綱や県の自殺対策計画との整合性を図る観点から、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

なお、法改正や社会情勢の変化等により柔軟に見直します。

4 基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であることや、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない深浦町の実現」を目指します。

5 自殺対策の目標

国は、令和4年10月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」において、令和8年までに人口10万人あたりの自殺者数（以下、「自殺死亡率」という）を、平成27年と比べて30%以上減少させることを目標として定めました。

深浦町においては、平成30年から令和5年までの6年間の自殺者数14人に対し、令和6年から令和11年度までの6年間の自殺者数を30%以上減少の10人以下とすることを目指します。

※ただし、国の目標が令和8年と設定されていることから、途中で新たに国から考え方が示された場合には修正して対応することとします。

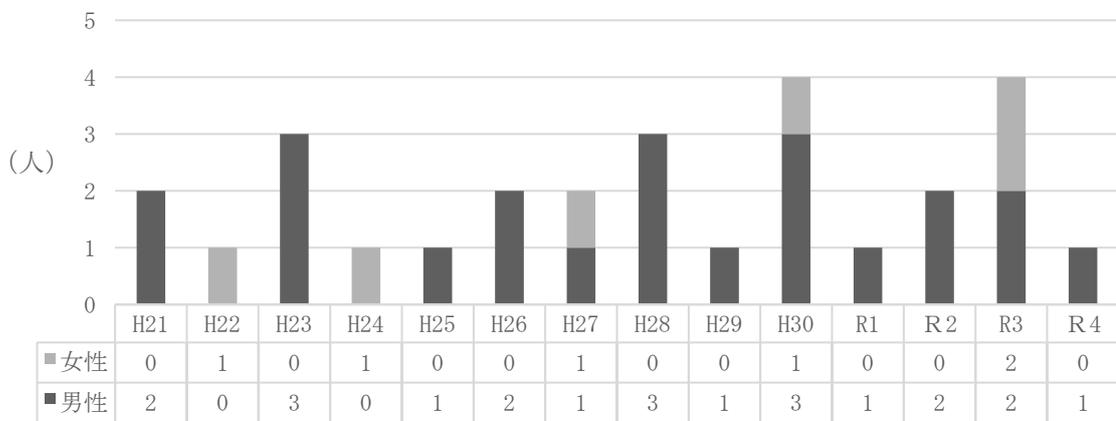
第2章 深浦町における自殺の現状

1 自殺者数、自殺死亡率の推移

深浦町の自殺者数は毎年1~4人で推移しており、男性の自殺者が多い状況です。

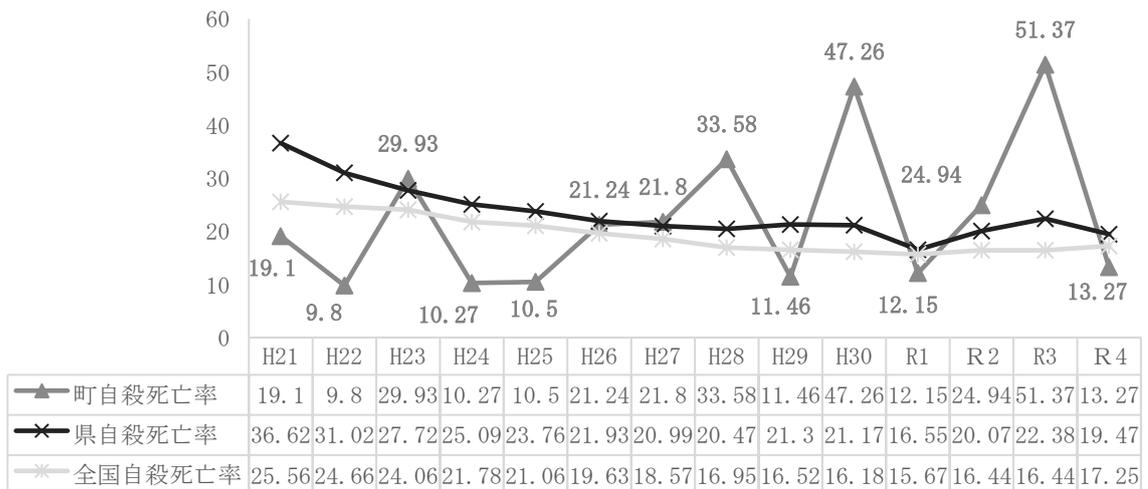
自殺死亡率は年によってばらつきがありますが、やや増加傾向にあります。令和4年は、全国及び青森県の自殺死亡率を下回っていました。

図1 自殺者数の推移



資料：深浦町・地域自殺実態プロフィール 2023

図2 自殺死亡率の推移（人口10万対）

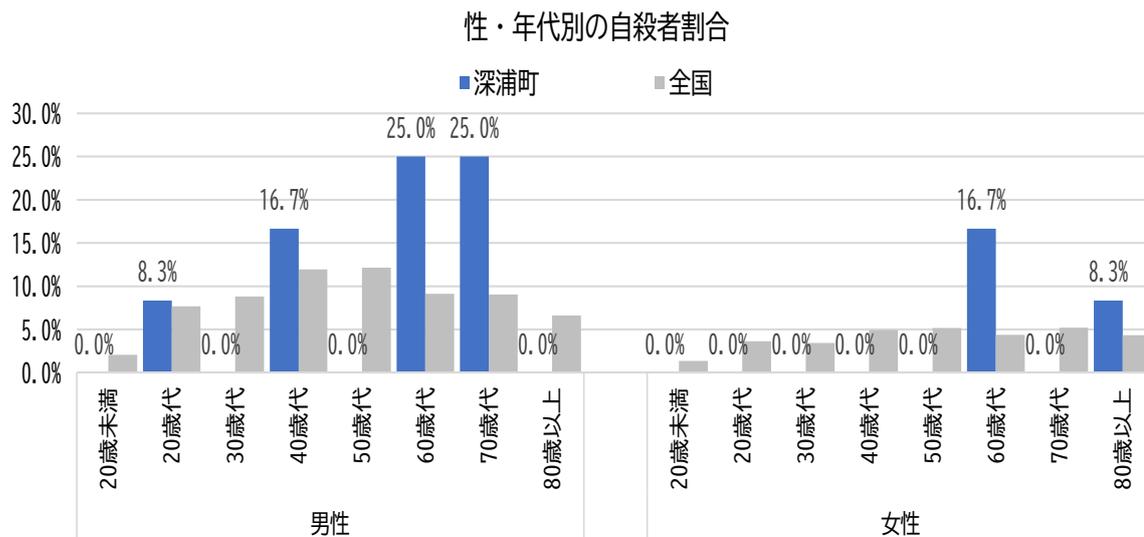


資料：深浦町・地域自殺実態プロフィール 2023

2 性・年代別の自殺者の割合、自殺死亡率の推移

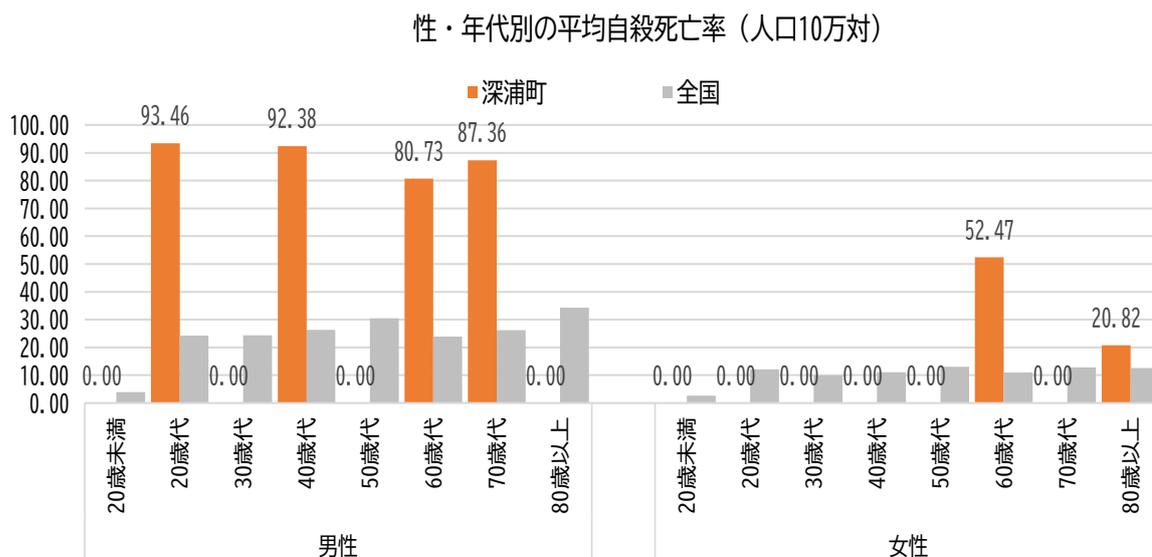
性・年代別の自殺者割合をみると、自殺者があった年代はどの年代も全国より割合が高くなっていますが、特に男性では60歳代、70歳代、女性では60歳代が全国の2倍以上高い状況となっています（図3）。また、平均自殺死亡率もいずれの年代でも全国より高くなっています（図4）。

図3 性・年代別の自殺者割合※（H30～R4年合計） ※全自殺者に占める割合を示す



資料：深浦町・地域自殺実態プロフィール 2023

図4 性・年代別の平均自殺死亡率※（H30～R4年合計） ※人口10万人あたりの自殺者数



資料：深浦町・地域自殺実態プロフィール 2023

3 本町の自殺の特徴

本町の平成30年から令和4年の自殺者数は合計12人（男性9人、女性3人）を、生活状況別（性別・年齢階級・職業の有無・同居人の有無）の上位5区分をみると、自殺者に占める割合が最も高いのは、「男性・60歳以上・無職。独居」の区分となっています。

表1 生活状況別（性別・年齢階級・職業の有無・同居人の有無）の上位5区分自殺者

上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率※ (人口10万対)
1位:男性60歳以上無職独居	5	41.7%	519.3
2位:女性60歳以上無職同居	3	25.0%	41.0
3位:男性40～59歳有職独居	1	8.3%	243.3
4位:男性20～39歳有職同居	1	8.3%	66.9
5位:男性60歳以上有職同居	1	8.3%	31.8

資料：深浦町・地域自殺実態プロファイル2023

※区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした

※自殺死亡率の算出に用いた人口は「令和2年度国勢調査」を基にJSCPにて推計したものの

4 高齢者関連

60歳以上について、性・年代別・同居の有無別にみると、全国との比較では、男性は同居人なしの割合が高く、女性では同居人ありの割合が高くなっています。

表2 60歳以上の性・年代別・同居者の有無別自殺者数・割合（H30～R4年合計）

同居人の有無		自殺者数（人）		割合		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	1	2	11.1%	22.2%	13.4%	10.0%
	70歳代	0	3	0.0%	33.3%	14.9%	8.4%
	80歳以上	0	0	0.0%	0.0%	11.9%	5.2%
女性	60歳代	2	0	22.2%	0.0%	8.5%	2.8%
	70歳代	0	0	0.0%	0.0%	9.1%	4.3%
	80歳以上	1	0	11.1%	0.0%	7.0%	4.3%

資料：深浦町・地域自殺実態プロファイル2023

5 勤務・経営関連

職業別の自殺の内訳をみると、無職の割合が66.7%と高くなっています。

表3 職業別の自殺の内訳（H30～R4年合計）

職業	自殺者数 (人)	割合	全国割合
有 職	4	33.3%	38.7%
無 職	8	66.7%	61.3%
合計	12	100%	100%

資料：深浦町・地域自殺実態プロファイル2023

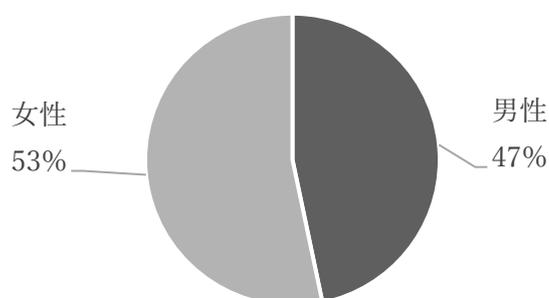
6 住民アンケートの結果からみる現状

自殺者の減少に向けて町民の意識や状況を把握し、本計画における施策の企画・立案の基礎資料とするため住民アンケートを実施しました。

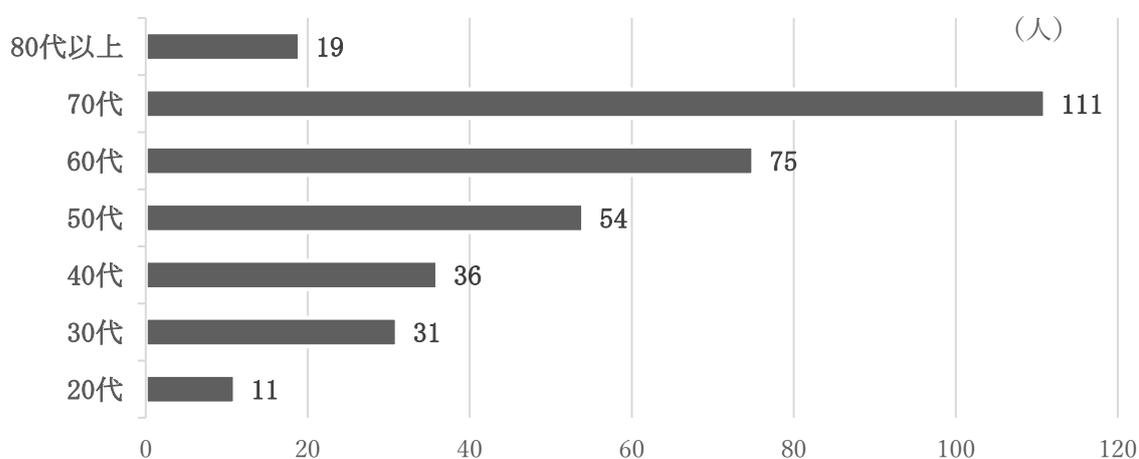
○調査の概要

調査対象	深浦町に住所を有する20～80歳の者
対象者数	700人（無作為抽出）
配布方法	調査票を郵送
回収方法	返信用封筒での提出
調査期間	令和5年10月2日～10月31日
有効回答数	337人（回収率48.1%）

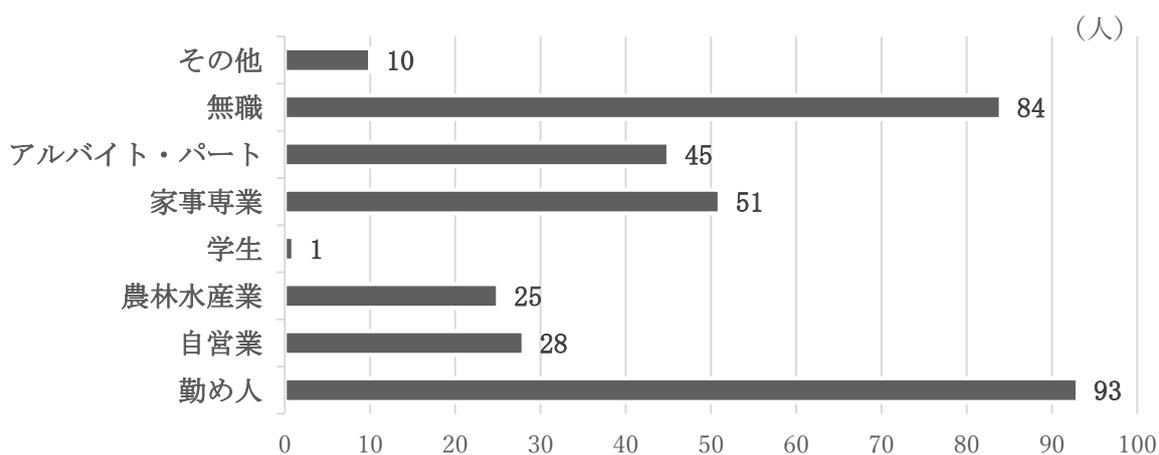
○回答者の性別



○回答者の年齢別

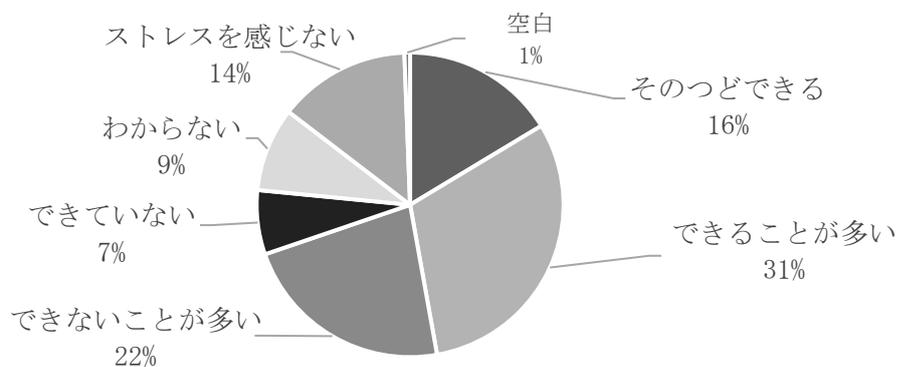


○回答者の職業別



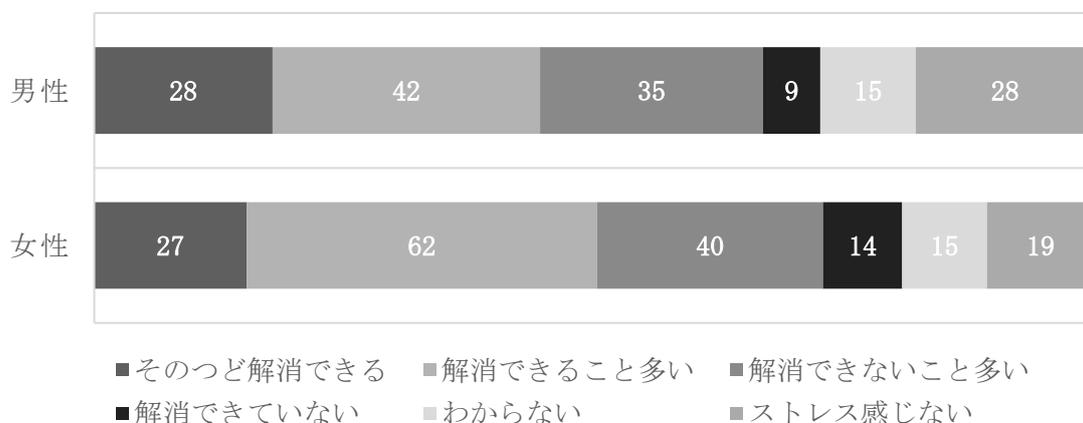
悩みやストレスに関することについて

○日ごろの生活の中で感じたストレスを解消できていますか。



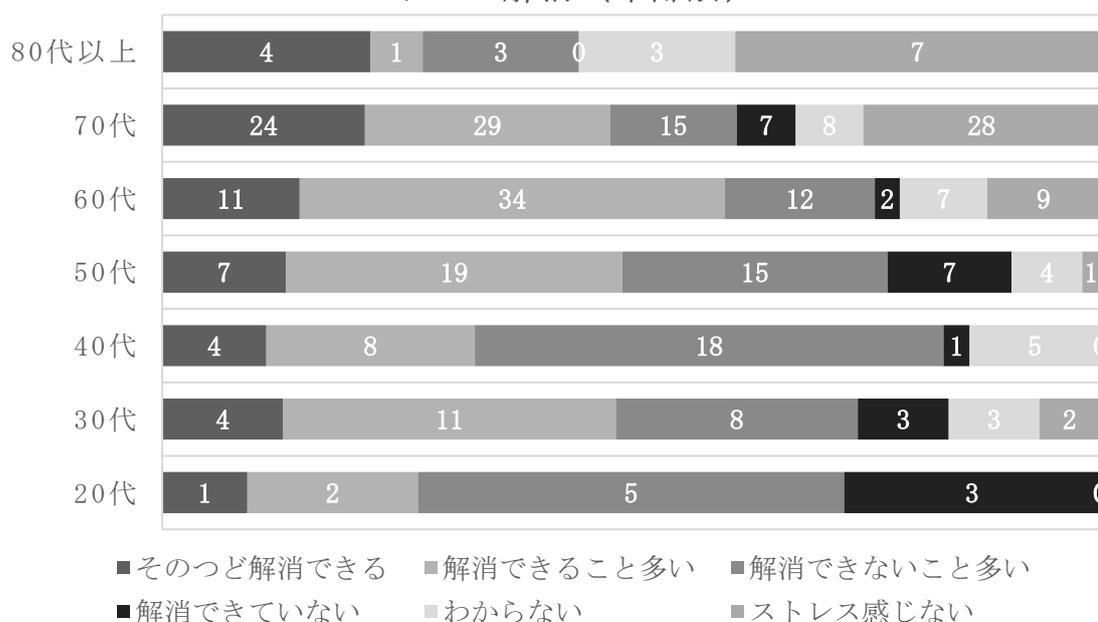
ストレス解消（性別）

（人）



ストレス解消（年齢別）

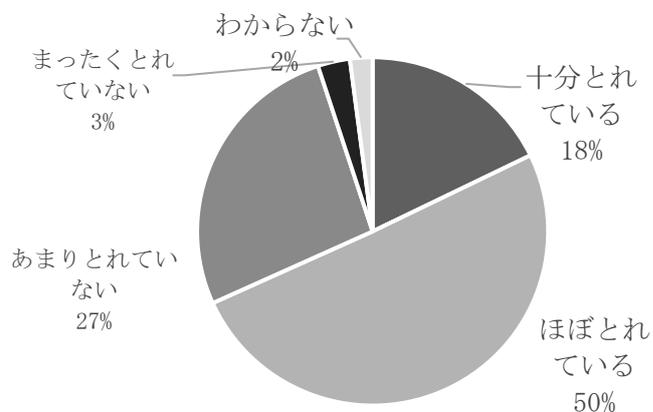
（人）



全体では「そのつど解消できる」「できることが多い」の割合が 47%、「できないことが多い」「できていない」の割合が 29%となっていました。

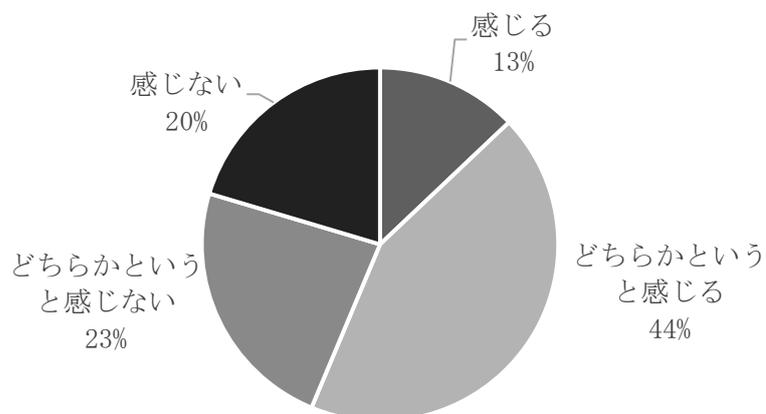
性別で見ると、女性の方がストレスを解消できる割合がやや高く、男性では「ストレスを感じない」と回答した割合が女性の 2 倍でした。年齢別で見ると、60 代以上の男性に多い状況でした。年代が若くなるほどストレスをうまく解消できていない者の割合が高くなっています。

○睡眠で休養が十分とれていますか。



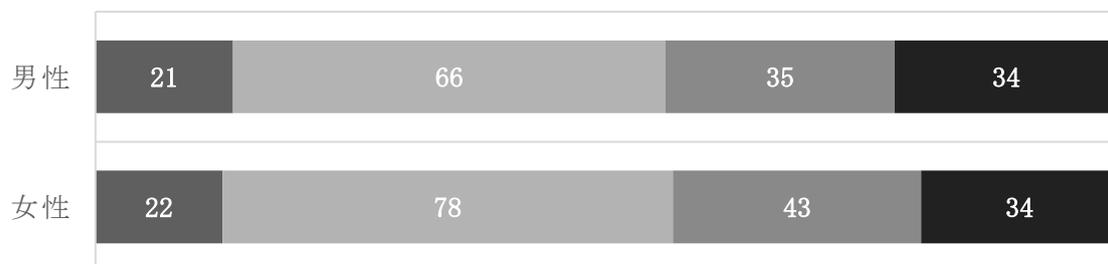
睡眠について、「十分とれている」「ほぼとれている」が合わせて68%、「あまりとれていない」「まったくとれていない」が30%となっています。

○悩みを相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じますか。



相談することへのためらい（性別）

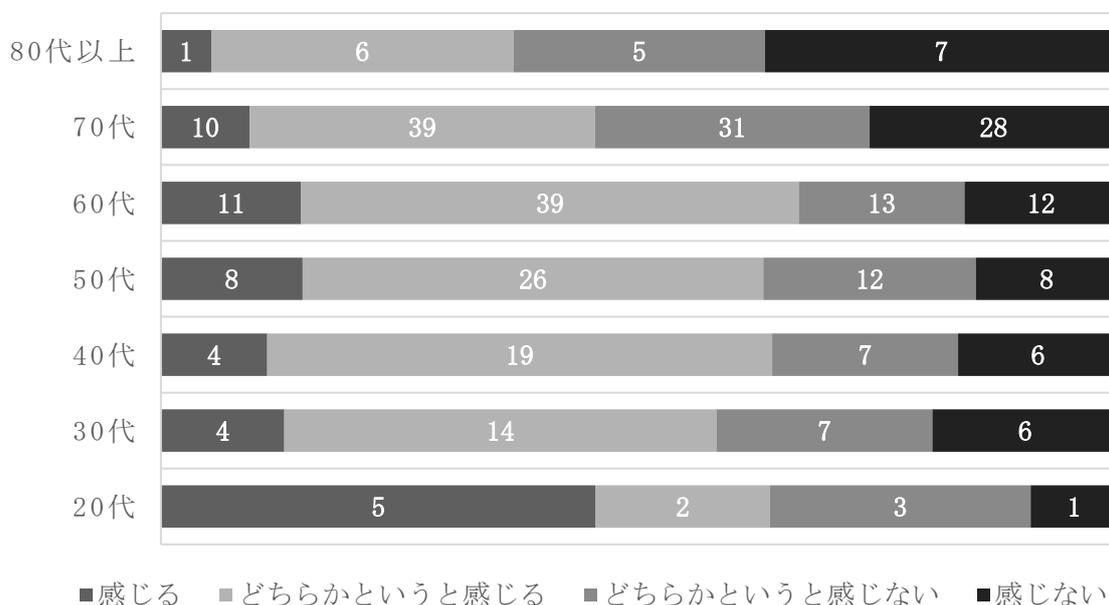
（人）



■感じる ■どちらかというと感じる ■どちらかというと感じない ■感じない

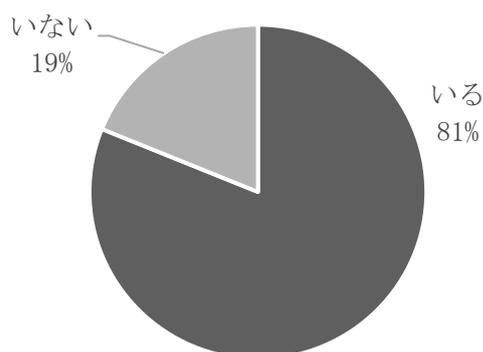
相談することへのためらい（年齢別）

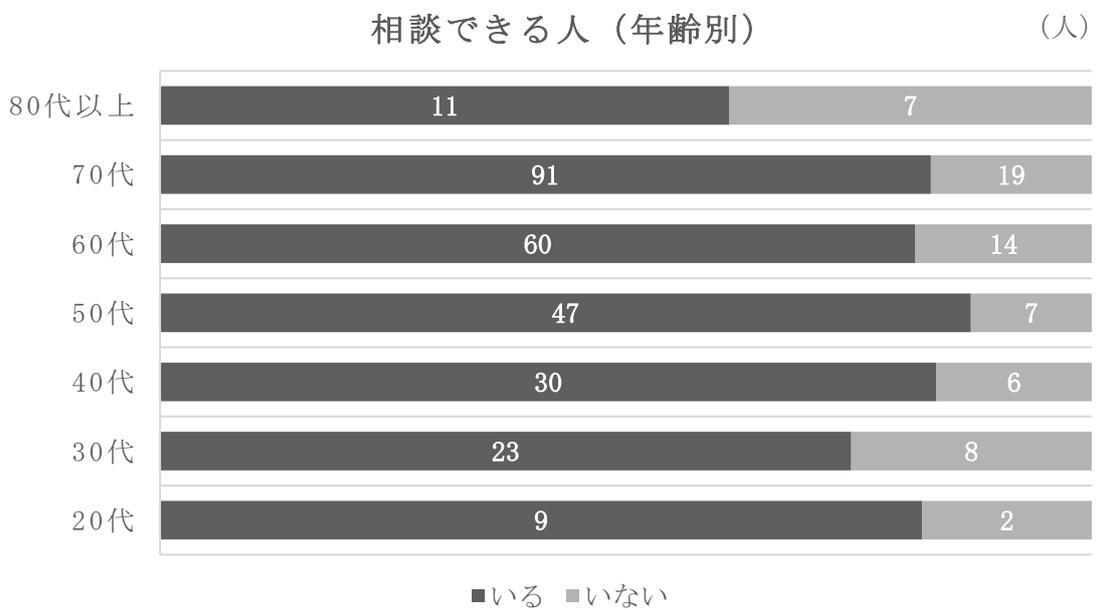
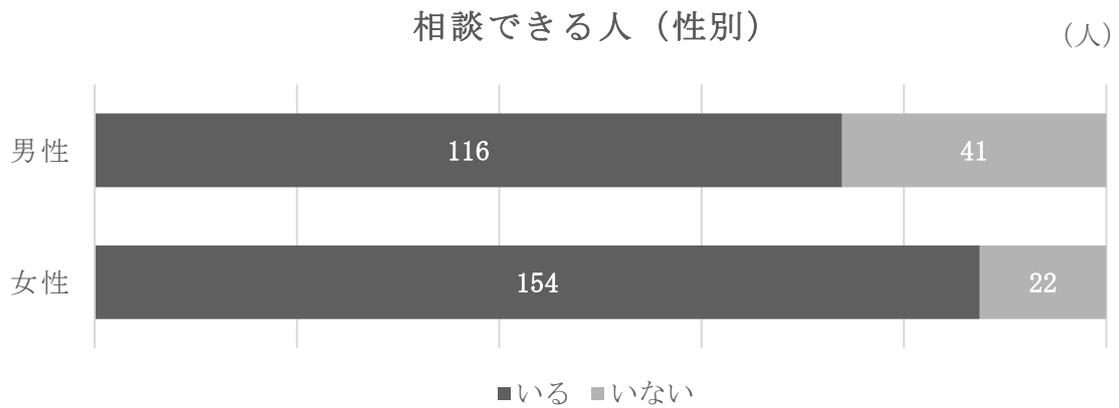
（人）



相談することにとためらいを感じる者の割合は57%で、性別での差はほとんどありませんでした。年齢別では、年代が若くなるにつれてためらいを感じる割合が高くなる傾向でした。

○心配事や悩みを相談できる人はいますか。



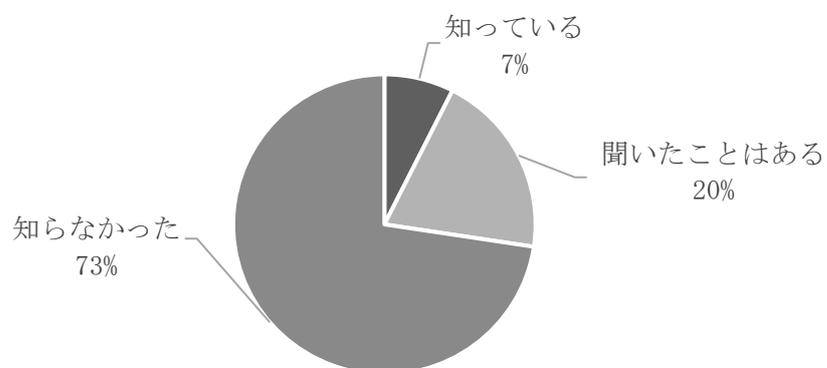


全体では「相談できる人がある」と回答した者の割合は81%で、女性の方がやや多くなっています。

年齢別にみると30代と80代以上で「相談できる」と回答した者が他の年代より少なく、特に80代以上は顕著に少なくなっていました。

(1) 自殺対策について

○ゲートキーパーについて知っていますか。



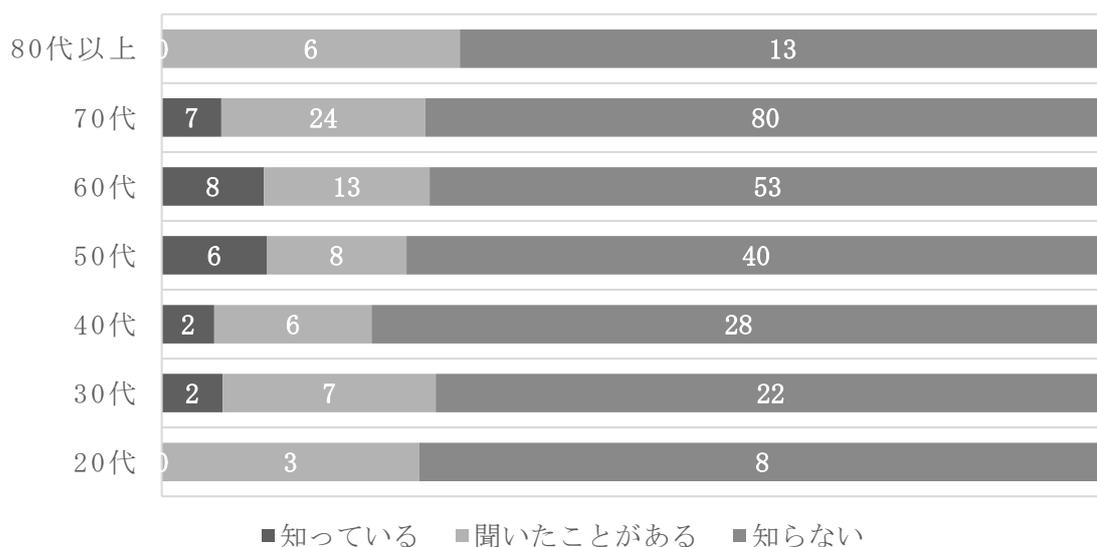
ゲートキーパーについて (性別)

(人)



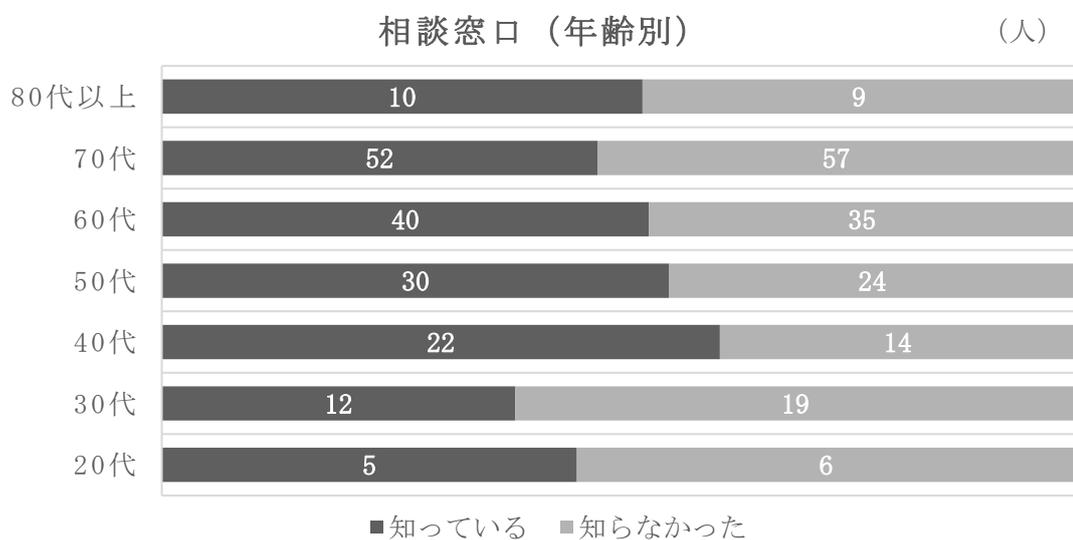
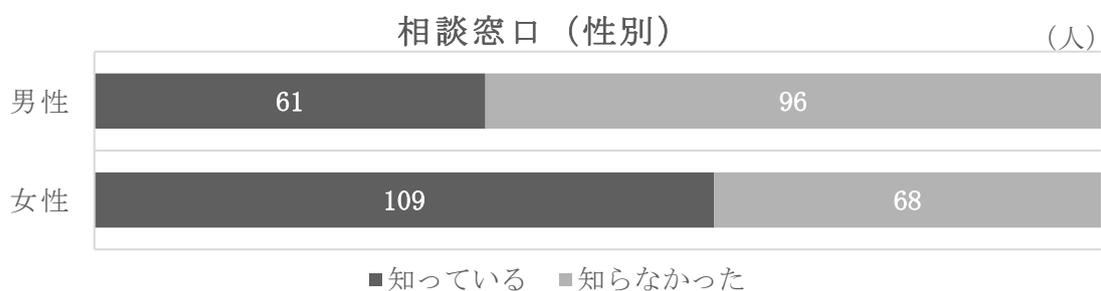
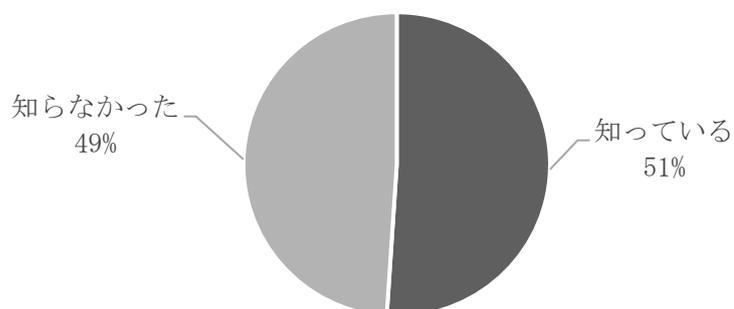
ゲートキーパーについて (年齢別)

(人)



ゲートキーパーを知っている者の割合は「内容までは知らないが言葉は聞いたことはある」と回答した者も含めると27%、知らなかった者は73%でした。

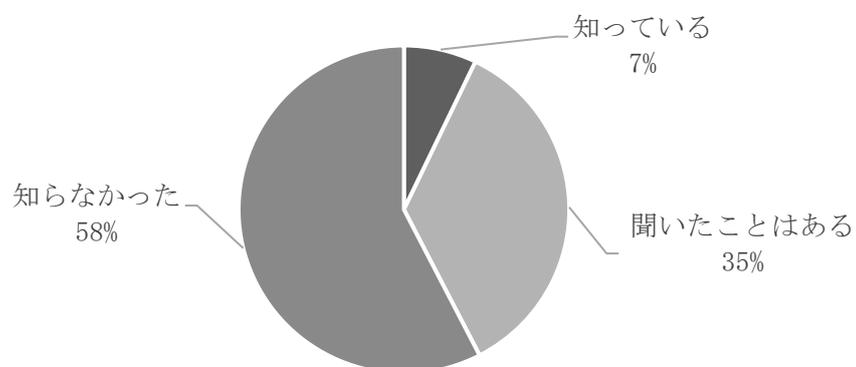
○県内には複数のこころの相談窓口があることを知っていますか。



相談窓口の認知度は約半々で、女性の方が知っている割合は多くなっていました。

また、年齢別にみると20代30代が知らなかったと回答した者の割合が、他の年代に比べると多くなっていました。

○自殺予防週間（9月10日～16日）、自殺対策強化月間（3月）を知っていますか。



自殺予防週間及び自殺対策強化月間について、「知っている」「聞いたことはある」が42%、「知らなかった」と回答した者は58%でした。

第3章 これまでの取り組みと評価

1 深浦町いのち支える自殺対策計画の評価指標と目標達成状況

主な施策分野	評価項目	目標値	基準値	実績 (R5 年度)	評価
1 地域におけるネットワークの強化	深浦町いのち支える自殺対策推進本部会議及び幹事会の開催	1回以上/年	H30 年度 設置	幹事会 1 回 本部会議 1 回	◎
	深浦町生きいき健康づくり推進協議会の開催	1回以上/年	不定期	1 回	◎
	要保護児童対策地域協議会の開催	1回以上/年	1回/年	代表者会議 1 回 実務者会議 3 回	◎
2 自殺対策を支える人材の育成	対象別ゲートキーパー養成研修開催	5 年間で各対象 1 回以上	いずれかの対象 1 回/年	R 元：学校保健会 R2:実施なし R3：小中高教職員 R4：食生活改善推進員 R5:行政連絡員等	○
	ゲートキーパー養成研修のアンケートで「理解できた」と回答した人の割合	90%以上	—	96%	◎
	地域ケア会議の開催	継続	H29 年度 6 回	3 回	○
3 住民への啓発と周知	県内には複数の相談窓口があることを知っている人の割合	50%以上	—	51%	◎
	心配事など相談できる人がいる割合	50%以上	—	81%	◎
	「自殺対策強化月間・自殺予防週間」を知っている人の割合	50%以上	—	42%	△
4 生きることの促進要因への支援	各事業の実施	継続	週 1 回～ 年 1 回	自殺未遂者支援のための連携体制構築：未実施 その他：実施	○

	死亡届出時リーフレット配布	100%	—	67%	△
5 児童生徒のSOS の出し方に関する教育	「SOS の出し方教育」授業の開催	各中学校 1 年生 1 回/年	—	中学校 2 校実施	◎
6 高齢者対策	地域ケア会議開催	継続	H29 年度 6 回	3 回	○
	介護予防事業の実施	継続	週 1 回	継続	◎
	高齢者福祉・介護サービスに関する満足度	満足と回答する人が 80%	—	R4 日常生活圏域ニーズ調査に該当項目なし	—
	ゲートキーパー養成研修の開催	5 年間で各対象 1 回以上	H29 年度実施	R 元：学校保健会 R2:実施なし R3：小中高教職員 R4：食生活改善推進員 R5:行政連絡員等	△
7 生活困窮者・無職者対策	生活困窮者自立相談の相談件数	12 件以上/年	平成 29 年度 10 件 (実数)	17 件	◎

※評価

- ◎：当初の予定通り実施できた
- ：おおむね実施できた
- △：実施は不十分であった
- ×：実施できなかった
- ：評価時のデータがなく評価できない

2 主な施策分野ごとの評価

(1) 地域におけるネットワークの強化

深浦町いのち支える自殺対策推進本部会議・幹事会を設置し、庁内全課が自殺対策の視点を持ちながら各課の取組を進めてきました。生きいき健康づくり推進協議会において、自殺対策の進捗状況を報告し、関係機関と連携しやすい関係づくりの構築に努めてきました。

今後も庁内各課また関係機関と連携、協働し総合的な自殺対策に取り組んでいくとともに、庁外も含めた各種相談窓口ともネットワークを構築していく必要があります。また、職場におけるメンタルヘルス対策についても検討していきます。

(2) 自殺対策を支える人材の育成

ゲートキーパーの養成を計画期間の5年間で、各関係団体を対象に実施してきました。役場職員を対象とした研修会は、平成30年に実施してから開催していませんでしたので、今後は町職員のゲートキーパー養成を強化していくとともに、さまざまな分野へのゲートキーパー養成を推進していきます。

(3) 住民への啓発と周知

町広報誌を活用したこころの健康の周知や相談窓口の毎戸配布等により、住民への啓発活動を行ってきました。

今後も、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を中心にメンタルヘルスに関する正しい知識の普及啓発、相談窓口のわかりやすい発信を継続していきます。

(4) 生きることの促進要因への支援

孤立を防ぐための居場所づくり、さまざまな困難を抱える人々の支援を充実させるための取組を庁内各課及び関係団体で推進してきました。自殺支援者の支援については実施することができませんでした。

自殺の危険性が高い未遂者支援に関しては、緊急対応することが多い警察や消防、医療機関との連携方法について検討し、地域全体で支援できる体制を構築していく必要があります。また、災害時の被災者の孤立防止や心のケアについても対応できるよう準備しておくことが必要です。

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

各校協力のもと、中学校において継続してSOSの出し方教育を実施することができました。今後も関係機関と連携しながら、子どもの頃からの自殺対策に取り組むとともに、子どもを支える教職員や保護者への支援も推進していきます。

(6) 高齢者対策

高齢者自身や介護する家族等を支える取組を庁内関係課及び関係機関が実施してきました。これからも高齢者が孤立せず、生きがいを持って住み慣れた地域で生活できるような地域づくりを目指していきます。

(7) 生活困窮者・無職者対策

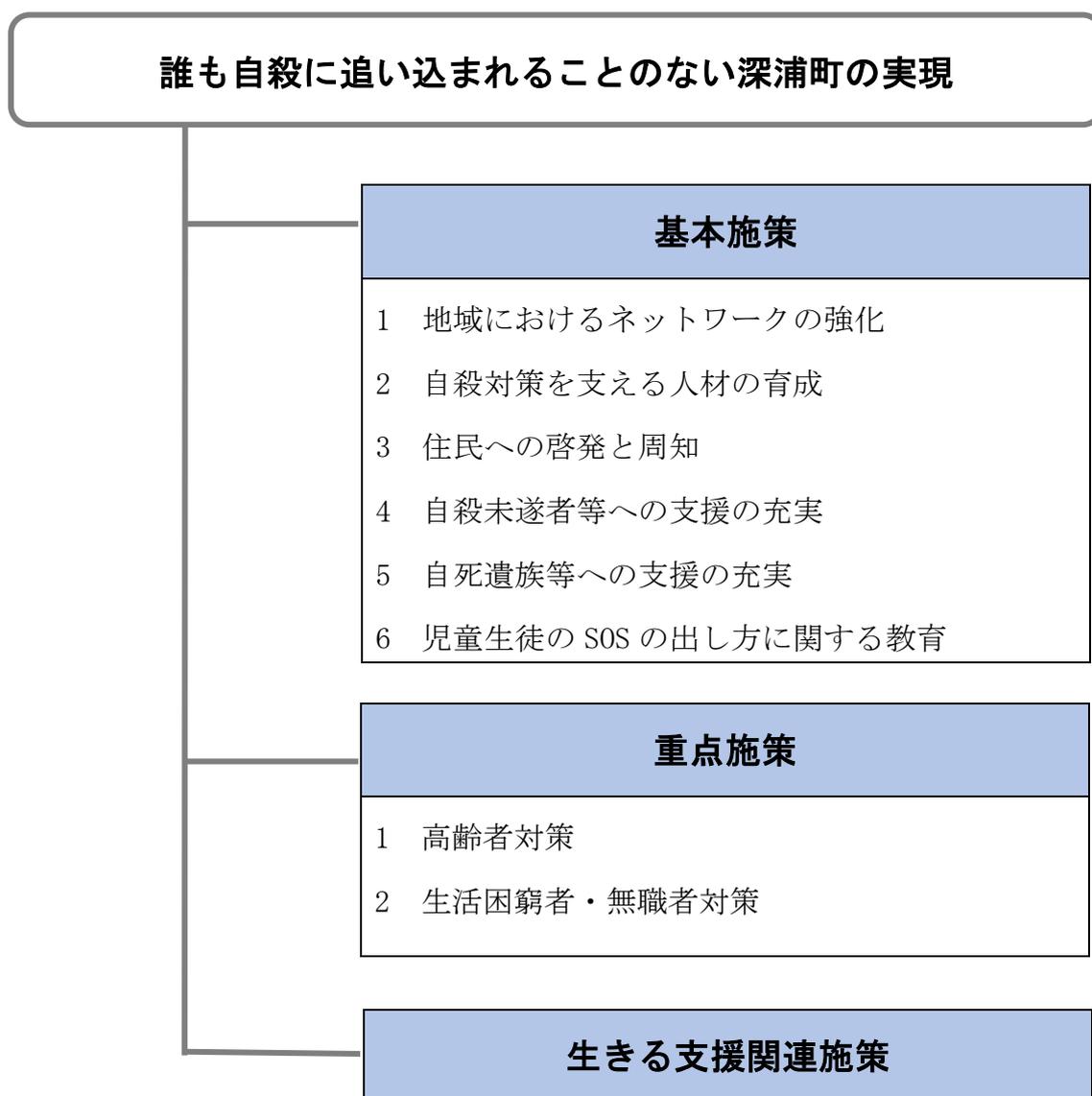
生活困窮の背景には、複雑・複合的な課題を抱えていることが多いことから、庁内関係課及び関係機関と連携し、取組を推進していきます。

第4章 いのち支える自殺対策における取組

国が推奨する「地域自殺対策政策パッケージ」において、全国的に実施されることが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイルにおいて特に重点的に支援を展開する必要があるとされた「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた施策を推進します。

また、市内の多様な既存事業を「生きることを支える取組」と位置づけ、包括的・全庁的に自殺対策を推進します。

基本理念



1 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

生きることの包括的な支援としての自殺対策を地域全体で推進・展開すべく、庁内外のさまざまな部署や関係機関等が連携・協働するための体制の整備や枠組みの構築、ならびにそれらの強化を図っていきます。

事業名	事業の概要	◎：担当課 ()：関係課	関係機関
深浦町いのち支える自殺対策推進本部会議・幹事会	庁内関係部署が連携・協力し、自殺対策を総括的・効果的に推進するため、本部会議を開催します。また、自殺対策関連施策の調整や推進に関する検討を行うため、幹事会を開催します。	◎健康推進課 (全課)	
深浦町生きいき健康づくり推進協議会	保健、医療、福祉、職域、教育、住民等の幅広い関係機関や団体で構成されている協議会であり、住民の健康づくりを推進する1つの分野として、自殺対策に関する協議を行います。	◎健康推進課	町議会議員 保健医療機関 国保協議会委員 教育機関 保健協力員等 住民代表者 保健所 学識経験者
要保護児童対策地域協議会	児童虐待における要保護児童・要支援児童について、早期及び適切な支援につなげられるよう、関係機関と連携体制の強化を図ります。	◎健康推進課	児童福祉関係機関 保健医療機関 教育関係機関 警察 人権擁護委員
地域ケア会議	地域の高齢者が抱える問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組みます。	◎地域包括支援センター	介護関係機関
関係機関との連携・協働	保健、福祉、医療、労働、教育、司法、警察等関係機関、民間団体等、地域の様々な関係者と連携して施策を推進していきます。	◎健康推進課	

◇評価指標

評価項目	基準値（令和4年度）	令和11年度までの目標値
深浦町いのち支える自殺対策推進本部会議及び幹事会の開催	各年1回	年間各1回以上
深浦町生きいき健康づくり推進協議会の開催	年1回	

（2）自殺対策を支える人材の育成

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、必要な支援につなげることが重要です。そのため様々な悩みや課題、困難を抱える人の存在に「気づき」、必要に応じて具体的な支援に「つなぎ」、「支え」、「見守る」役割を担うことのできる人材を「ゲートキーパー」として育成していきます。

事業名	事業の概要	◎：担当課 ():関係課	関係機関
町民向けゲートキーパー養成研修	身近な地域で支え手となる住民を育成するための研修会を開催し、地域における見守り体制を強化します。	◎健康推進課	
関係団体向けゲートキーパー養成研修	地域住民に身近な存在である民生児童委員のほか、保健協力員、食生活改善推進員など町民と接する機会が多い様々な団体を対象に実施します。	◎健康推進課 (福祉課) (地域包括支援センター)	消防関係 介護関係者 小規模事業所
町職員向けゲートキーパー養成研修	庁内の窓口業務や相談、徴収業務等の際に、自殺の危険を示すサインに気づくことができるよう、また、全庁的な取組意識を高めるため、全職員を対象とした研修会を開催します。	◎健康推進課 (総務課)	
教職員、保護者のSOSの受けとめ方に関する支援	子どもが出したSOSのサインにいち早く気づき、どのように受け止め、対処するかについて、理解を深めるための研修の開催や啓発パンフレットを配布します。	◎健康推進課 (教育委員会)	小中学校

◇評価指標

評価項目	基準値（令和4年度）	令和11年度までの目標値
対象別ゲートキーパー養成研修開催	1回	各対象1回以上
各研修のアンケートで「理解できた」と回答した人の割合	74%	80%以上

（3）住民への啓発と周知

自殺対策に係る積極的な普及啓発を通じて、「自殺に追い込まれるという危機」は“誰にでも起こり得る危機”であり、「危機に陥った人の心情や背景への理解を深めること」や「危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当である」といったことが、社会全体の共通認識となることをめざします。

事業名	事業の概要	◎：担当課 ():関係課	関係機関
相談窓口の周知	役場関係機関窓口相談先一覧を設置します。地域の身近な相談者である民生児童委員や保健協力員等にも配布します。また、様々な機会に町民に配布して周知を図ります。	◎全課	
広報紙・ホームページ、ポスター等による広報活動	自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）に合わせて、自殺予防に関する情報及び必要時いつでも閲覧できるよう相談窓口の情報を発信します。	◎健康推進課	
地区での健康教育	生きがい活動推進事業と合同で実施している健康相談において、高齢者の自殺予防をテーマに健康教育を行います。	◎健康推進課	社会福祉協議会
町民向け講演会の開催	メンタルヘルスや自殺に関する正しい知識を普及・啓発するための講演会を開催し、誤った認識や偏見を払拭し、地域全体で支え合う体制づくりを図ります。	◎健康推進課	

◇評価指標

評価項目	基準値（令和4年度）	令和11年度までの目標値
県内には複数の相談窓口があることを知っている人の割合（アンケート）	51%	増加

心配事など相談できる人がいる割合 (アンケート)	81%	増加
「自殺対策強化月間・自殺予防週間」 を知っている人の割合 (アンケート)	42%	増加

(4) 自殺未遂者等への支援の充実

自殺未遂は自殺の最大のリスク因子であることを踏まえ、自殺未遂者への対応、介入、支援等を通じて、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組を推進します。

事業名	事業の概要	◎：担当課 ():関係課	関係機関
自殺未遂者支援のための体制構築	医療機関や関係機関との連携方法について検討します。	◎健康推進課	
精神障害者等相談・訪問指導	悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言を実施します。また、うつ病等の治療が必要な方を適切な精神科医療につなげるようにします。	◎健康推進課	

◇評価指標

評価項目	基準値 (令和4年度)	令和11年度までの目標値
毎年の各事業の進捗状況で評価	-	

(5) 自死遺族等への支援の充実

身近な人を自殺で失うことに伴い直面し得る、様々な悩みや課題等の解決を図るとともに、総合的な視点に立ち、心理面・生活面等で必要な支援や情報等を継続的に提供できるよう、遺族等への支援の充実を図るよう取り組みます。

事業名	事業の概要	◎：担当課 ():関係課	関係機関
死亡届時の情報提供	死因に関わらず死亡届に訪れた全ての遺族に対し、相談窓口や法的手続き等の情報を掲載したリーフレットを配布します。	◎健康推進課 (町民課) (岩崎・大戸瀬支所)	
つどいの案内	遺族が死別による悲嘆と向き合い回復の道歩むために、青森県立精神保健福祉セ	◎健康推進課	

事業名	事業の概要	◎：担当課 ():関係課	関係機関
	ンター主催の自死遺族のつどいをポスター掲示や町広報誌等で紹介します。		

◇評価指標

評価項目	基準値（令和4年度）	令和11年度までの目標値
死亡届時リーフレット配布	67%	100%
自死遺族のつどいの案内	0回	1回以上/年

（6）児童生徒のSOSの出し方に関する教育

いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいのか具体的かつ実践的な方法を学校教育の段階から学ぶとともに、つらい時や苦しい時には助けを求めてもよいことを学ぶための教育の推進を図ります。

事業名	事業の概要	◎：担当課 ():関係課	関係機関
SOSの出し方に関する教育の実施	児童生徒がいじめ等の様々な困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関に早期に助けを求めることができるよう、具体的かつ実践的な教育を行います。	◎健康推進課 (教育委員会)	教育関係機関
SOSの受け止め方に関する支援	教職員や保護者が児童生徒のSOSに気づき、受け止める方法を学ぶことを支援します。	◎健康推進課 (教育委員会)	教育関係機関
児童生徒を支援するための連携の強化	不登校やいじめ等問題行動及びハイリスク児童生徒の早期発見と適切な対応を促進するため、関係機関が連携し、包括的・継続的に支援します。	◎健康推進課 (教育委員会)	教育関係機関

◇評価指標

評価項目	基準値（令和4年度）	令和11年度までの目標値
「SOSの出し方教育」授業の開催	各中学校1回/年	継続

2 重点施策

地域自殺実態プロファイル 2023 による重点パッケージと、本町における自殺の現状と課題を踏まえ、重点的に取り組むべき項目を次の2つとし、重点施策として取組を推進します。

- (1) 高齢者対策
- (2) 生活困窮者対策

(1) 高齢者対策

閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援が必要です。高齢者の居場所づくりや社会参加を促進し、高齢者が孤立せず、生きがいを持って住み慣れた地域で生活できるような地域づくりを目指します。

① 包括的な支援のための連携の推進

事業名	事業の概要	◎：担当課 ()：関係課	関係機関
地域ケア会議（再掲）	地域の高齢者が抱える問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組みます。	◎地域包括支援センター	介護関係機関

② 高齢者の健康・生活不安に対する支援

事業名	事業の概要	◎：担当課 ()：関係課	関係機関
診療・問診	医療のみならず日常生活において病気と患者家族の相談に応じ、自殺リスクを抱えた方を早期に発見し、必要な支援先へとつなぎます。	◎深浦診療所	
地区での健康相談	生きがい活動推進事業と合同で実施している健康相談において、高齢者の悩みを察知し、支援者として寄り添い、解決に向けて支援します。	◎健康推進課	社会福祉協議会
人権相談	人権擁護委員が相談を受ける中で、高齢者の異変に気付き、必要時は適切な支援につなぐことができる体制を強化します。	◎町民課	人権擁護委員

事業名	事業の概要	◎：担当課 ()：関係課	関係機関
総合相談支援	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、心身・生活上の困りごとに対し総合的に対応します。	◎地域包括支援センター	サント園介護支援センター 深浦町社会福祉協議会 ハマナス介護相談センター 在宅介護支援センターしら かみのさと

③高齢者支援に関わる専門職等への研修や情報提供

事業名	事業の概要	◎：担当課 ()：関係課	関係機関
関係団体向けゲートキーパー養成研修（再掲）	地域住民に身近な存在である民生児童委員のほか、保健協力員、食生活改善推進員など町民と接する機会が多い様々な団体を対象に実施します。	◎健康推進課 (福祉課) (地域包括支援センター)	消防関係 介護関係者 小規模事業所

④ 高齢者の社会参加の支援と孤独・孤立の予防

事業名	事業の概要	◎：担当課 ()：関係課	関係機関
介護予防事業（生きがい活動推進事業、脳の健康教室）（再掲）	身体機能の低下を防ぎ、脳の活性化を図るとともに、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所づくりを目指します。	◎地域包括支援センター	社会福祉協議会
老人クラブ活動支援	地域とつながりを持つ機会を増やし、高齢者自らが生きがいや役割を見い出せる地域づくりを目指します。	◎福祉課	老人クラブ
友愛訪問	民生児童委員による高齢者世帯への訪問により安全確認するとともに、外出が困難な高齢者にとっては他者とのつながりを感じることで孤立を防ぎ、必要時には適切な支援につながります。	◎福祉課	民生児童委員

◇評価指標

評価項目	基準値（令和4年度）	令和11年度までの目標値
地域ケア会議の開催	4回	継続
地区での健康相談実施回数	136回	150回

ゲートキーパー養成研修の開催（介護関係者）	0回	5年間で1回以上
介護予防事業の実施（生きがい活動推進事業）	各地区週1回	継続
地域での活動状況（日常生活圏域ニーズ調査）	「生きがい活動」など介護予防のための通いの場への参加 参加していない69.1%	減少

（2）生活困窮者対策

生活困窮者の背景には、貧困、多重債務、失業、介護、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神障害、災害の被災など、自殺リスクにつながる多種多様な課題を複合的に抱えていることが多く、また、地域や職場、学校等に安心できる居場所がなく、他者とのつながりが希薄であるなど、関係性の貧困に苦しんでいることも考えられます。

このような方々が自殺に至らないように、自殺対策と生活困窮者自立支援制度を連動させ、効果的な対策を推進します。

事業名	事業の概要	◎：担当課 ():関係課	関係機関
生活困窮者自立相談支援	青森県社会福祉協議会と連携し、相談支援、就労支援、家計支援のほか、対象者一人ひとりの困りごとに合わせた支援を行います。	◎福祉課	社会福祉協議会
生活保護に関する相談	相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要時適切な支援先につなぎます。	(福祉課)	福祉事務所
年金相談	年金に関する相談を随時窓口で受け付けます。自殺リスクにつながりかねない経済的な問題等を抱えている人を早期に発見し、必要な支援へつなぎます。	◎町民課 (岩崎・大戸瀬支所)	
各種手当支給・助成事業	障害者(児)、ひとり親家庭等、安定した生活を支えるための手当等支給を必要な人が受けられるよう周知します。	◎福祉課 (健康推進課)	

事業名	事業の概要	◎：担当課 ()：関係課	関係機関
各種納付相談	税金や保険料の支払い等の際、生活面で深刻な問題を抱え、また困難な状況にある人の相談に応じ、必要な支援へつなぎます。	◎町民課 ◎福祉課 ◎税務会計課 ◎建設水道課	
各種資金貸付相談	低所得者、障害者及び高齢者世帯等を対象とした資金貸付に伴う相談支援を行うことで、生活意欲の向上と経済的自立を促進し、これらの貸付事業を必要な人が受けられるよう周知します。	◎福祉課 ◎教育委員会	社会福祉協議会
経営安定のための資金相談	事業経営者等の経営安定のための資金相談を行い、融資が必要な場合又は困難な状況に陥った背景や原因が把握された場合、それぞれ必要な支援へつなぎます。	◎農林水産課 ◎観光課 ◎総合戦略課	商工会

3 生きる支援関連施策

担当	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
総務課	職員の研修事業	・職員研修の1コマとして、自殺対策等に関する講義を導入することで全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。
	職員の健康管理	・住民からの相談に応じる職員の心身面の健康の維持増進を図ることで、「支援者への支援」となる可能性がある。
	消防団関係	・自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。
	庁議等に関する事務	・自殺対策の推進には「関係部局の緊密な連携」が重要であるため、庁議の場で自殺対策の基本理念や基本方針について認識を共有することで、総合的・全庁的に対策を進めやすくなる。
税務会計課	窓口現金の出納	・税等を現金で支払うため、会計課窓口を訪れる住民の中には、生活上の様々な問題を抱えて、その支払いが困難な方がいるものと思われ、そうした悩みを抱えた方を把握する接点となり得る。 ・窓口担当の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、そうした悩みを抱えている方に気付き適切な支援先につなぐ等気付き役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
	住民からの税務・納税相談	・税金を滞納している人は、様々な生活上の問題を抱えている可能性がある。 ・相談を受ける職員向けにゲートキーパー研修を行うことで、相談の過程でそのような問題に早期に気づき、支援へとつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。
財政課	公園等管理事業	・指定管理者あるいは町職員が、自殺事案の発生や可能性等がないか状況確認を行うことにより、事案発生を防ぐ手立てをとることができる。
総合戦略課	総合計画、人口ビジョン・総合戦略、過疎地域自立促進計画	・各種計画の中で自殺対策について言及することができれば、総合的・全庁的に対策を進めやすくなる。 ・今後、計画が改訂となる際には、自殺対策と連携できる部分を検討・相談し、連携の更なる深化を図ることもできる。
	定住自立圏構想に関する事務	・共生ビジョンの中で自殺対策について言及することにより、地域社会づくりとして自殺対策を進める上で基盤整備強化を図りやすくなる。
	行政の情報提供に関する事務（広報紙による情報発信）	・住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として総合相談会や居場所活動等の各種事業・支援策に関する情報を直接住民に提供する機会になり得る。とりわけ「自殺対策強化月間」や「自殺予防週間」に特集を組むなどすると、より効果的な啓発が可能となる。
	行政の広聴に関する事務	・住民から地域課題や窮状を伺い、意見交換する機会となっており、自殺対策の啓発及び相談が可能である。 ・「ゲートキーパーの役割」や「地域自殺対策の取組」等をグループミーティングのテーマとして加えることで住民への啓発の機会となり得る。

担当	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
総合戦略課	移住・定住促進対策	<ul style="list-style-type: none"> ・特に若年世代は生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触するための有効な窓口になり得る。
	若者交流・結婚推進対策	<ul style="list-style-type: none"> ・若年世代は学校や会社等でのつながりが切れてしまうと、社会の接点を喪失し孤立する危険性が高い。 ・若年世代の集える場や機会創設・運営を支援することで、自殺のリスクを抱えかねない若年世代との接触を図れる可能性がある。 ・異性との出会いや結婚により自殺リスクを防ぐことができる。
	域学連携等による地域活性化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・若年世代は学校や会社等でのつながりが切れてしまうと、社会の接点を喪失し孤立する危険性が高い。 ・若年世代の集える場や機会創設・運営を支援することで、自殺のリスクを抱えかねない若年世代との接触を図れる可能性がある。 ・外部の若者との交流等により、地域住民に活気がもたらされる。また、大学の専門的知見により自殺対策防止の指導を受けることができる。
	住民協働のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・住民組織等との会議で自殺対策を議題にすることで、住民の視点で「生き心地のよい地域」の実現に向けた施策等を検討する機会となり得る。 ・地域の課題として自殺問題をとり上げることで、行政と民間が連携して「地域づくり」としての自殺対策を推進するための基盤づくりになり得る。
	男女共同参画社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップのテーマに即した連携が可能であれば、自殺対策に関連する講演やブースの展示、資料の配布を行うことで、住民への啓発の機会となり得る。 ・男女共同参画推進プランの中で自殺対策について言及することができれば、対策を進めやすくなる。今後、計画が改訂となる際には、自殺対策と連携できる部分を検討・相談し、連携の更なる深化を図ることもできる。
	地域の魅力向上事業	<ul style="list-style-type: none"> ・起業や新分野への事業展開、公益的な地域活動に対する補助金を活用し、事業主体（民間企業等）が労働者や地域住民の自殺対策につながる取組を実施することができる。
	地域振興に対する資金融資等	<ul style="list-style-type: none"> ・資金貸付の審査に際して、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先につなげる等の機能を果たし得る。 ・健康経営促進に向けたPR案の検討を行うことで、健康経営の強化を図る起点にもなり得る。（労働者への生きることの包括的支援になる）
	食産業振興（地域6次産業化）	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者等の所得向上により経済的理由による生活困窮を解消する。 ・仕事にやりがいを持ち、いきいきとした生活を送ることで自殺リスクを防ぐ。
	景観行政	<ul style="list-style-type: none"> ・各種開発行為等により景観や生活環境の悪化によるストレスが自殺リスクを抱える要因となり得ることから、適正な管理・対応により、未然に環境の悪化を防ぐ。

担当	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
総合戦略課	地方公共交通政策	<ul style="list-style-type: none"> ▶移動手段が無いことにより閉じこもりがちになり、自殺リスクが高まってしまうことに対処する。 ▶交通の利便性が向上することにより、外出し他者と交流する機会が増える。
	町民相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶各種相談を総合的に受ける窓口は、自殺者の多くが複数の問題を抱えていることから、潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチする上で重要となる。相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気付き役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
町民課	総合窓口事務	<ul style="list-style-type: none"> ▶どこに相談したらよいか迷っている人が、どの窓口に行けばいいかと訪れることも少なくないと思われる。そのため、窓口受付職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気付き役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
	国民年金受付事務	<ul style="list-style-type: none"> ▶年金の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高い。相談対応を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気付き役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
	消費生活対策事務	<ul style="list-style-type: none"> ▶消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもある。消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。
	遺族へのリーフレット配布	<ul style="list-style-type: none"> ▶死亡届出時、啓発用リーフレットの配布を通じて、地域の支援機関等の資源について住民に情報周知を図ることができる。
	公害・環境関係の苦情相談	<ul style="list-style-type: none"> ▶自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合や、悪臭や騒音等の住環境に関するトラブルの背景に精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくない。 ▶公害や環境に関する住民からの苦情相談は、それらの問題を把握・対処する上での有益な情報源として活用できる可能性がある。
	人権相談	<ul style="list-style-type: none"> ▶人権擁護委員は様々な相談を受け付ける中で、高齢者等の異変に気付き、必要時支援につなげることができる。
	民生児童委員関係事務	<ul style="list-style-type: none"> ▶相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みがある。地域で困難を抱えている人に気付き、適切な支援先につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。
福祉課	老人クラブへの助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶高齢者の居場所づくりの支援となり得る。
	ひとり暮らし等の名簿作成	<ul style="list-style-type: none"> ▶自殺リスクを抱えている可能性のある住民へのアウトリーチに活用できる。
	緊急通報装置等貸与事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶通報システム設置を通じて、独居の高齢者等の連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応をするなど支援への接点として活用し得る。

担当	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
福祉課	高齢者交通安全杖支給	・手続の中で、当人や家族等との接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点となり得る。
	養護老人ホームへの入所措置	・入所手続の中で、当人や家族等との接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点となり得る。
	生活保護に関する事務	・生活保護の相談を受けることで、相談者が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげることができる。
	生きいき健康福祉祭	・会場内で、生きることの包括的支援のパネル展示やブース出展の機会を持たれば、高齢者とその周囲の方々への啓発の機会となり得る。
	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定と推進	・障害者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業の更なる連携の促進を図ることができる。
	障害者相談員による相談業務	・各種障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まっている場合がある。相談員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、そうした方々の状況を察知・把握する視点を身につけてもらい、必要な場合には支援先につなぐ等、相談員が気付き役・つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
	障害福祉サービスに係る申請・交付・給付事務	・悩みを抱えている人の中には、一般的な相談窓口への相談をためらう人も多く、福祉サービスの利用手続き等の中で、悩みを吐露される方も少なくない。 ・申請を受け付ける職員がゲートキーパー研修を受けることで、自殺リスクを早期に発見し、支援につなぐ等の対応がとれるようになる可能性がある。
	日中一時支援事業	・ショートステイの機会を活用し、障害者(児)の状態把握を行うことで虐待等の危険を早期に発見するための機会ともなり得る。それは自殺リスクへの早期発見・対応にもつながり得る。 ・介護の負担を軽減するという意味で、支援者への支援としても位置づけられる。
	児童関係の申請・交付・給付事務	・悩みを抱えている人の中には、一般的な相談窓口への相談をためらう人も多く、福祉サービスの利用手続き等の中で、悩みを吐露される方も少なくない。 ・申請を受け付ける職員がゲートキーパー研修を受けることで、自殺リスクを早期に発見し、支援につなぐ等の対応がとれるようになる可能性がある。
保育所・認定こども園等の入所申請受付	・申請等に際し、当人や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・対応への接点になり得る。	

担当	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
福祉課	保育料の収納	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料を滞納している保護者の中には、生活上様々な問題を抱え払いたくても払えない状態かつ必要な支援につながっていない方もいると思われる。職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要な支援先につなぐ等の対応がとれる可能性がある。
	地域子ども・子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に様々な専門職と連携しながら応じることで、家庭の問題を早期に発見し対応することができる。
	子ども医療費給付事務	<ul style="list-style-type: none"> ・申請等に際し、当人や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・対応への接点になり得る。
	放課後子ども教室推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室では、子どもやその保護者との接点が数多くあり、その子どもや保護者が様々な問題を抱えていることを察知できる接点、自殺リスクの高い子どもを早期に発見し、支援へとつなぐための契機にできる可能性がある。
	ひとり親家庭等医療費給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭は子育てと生計の維持を親が一人で担い、自殺につながる様々な困難を抱えている場合が少なくないので、医療費の助成時に当人の直接的な接触機会があれば、抱える問題の早期発見・対応の接点につながり得る。
	母子・寡婦福祉に関する相談	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付の前後で、保護者との対面でやり取りする機会があれば、自殺リスクを早期に発見し、適切な支援先につながり得る。
	交通災害共済	<ul style="list-style-type: none"> ・支給申請受付時に、当人や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・対応への接点になり得る。
	日本赤十字社分区・日赤奉仕団運営	<ul style="list-style-type: none"> ・住民ボランティアの育成を通じて、地域全体の気付きの力を高めていくことにより、地域における気付き役となる担い手を拡充することにつながり得る。
	避難行動要支援者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画作成の際、当人や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・対応への接点になり得る。
国民健康保険に係る申請・交付・賦課徴収・給付事務	<ul style="list-style-type: none"> ・保険税を期限までに支払えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談があった際は、適切な支援につながり得る。 ・葬祭費の申請を行う方の中には、大切な方との死別のみならず費用の支払いや死後の手続きなど様々な問題を抱えて、自殺リスクの高まっている方もいる可能性がある。そのため、抱えている問題に応じて、適切な支援先につなぐ機会として活用できる。 ・医療機関を頻回・重複受診する方の中には、地域で孤立状態だったり、日々の生活や心身の健康面等で問題を抱え、自殺リスクが高い可能性がある。訪問指導の際に、状況の把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合は、適切な支援先につなぐことができる。 ・低所得者に該当する方が申請する際は、生活面で深刻な問題を抱えている場合がある。申請等に際し、当人や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・対応への接点になり得る。 	

担当	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
福祉課	後期高齢者医療保険料の賦課・徴収	<ul style="list-style-type: none"> ▶保険料を期限までに支払えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談があつた際は、適切な支援につながり得る。
	介護保険に係る申請・交付・賦課徴収・給付事務	<ul style="list-style-type: none"> ▶要介護状態は当人にとって、介護は家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険もある。 ▶自殺リスクが高い住民との接触の機会として活用し得る。 ▶相談を通じて当人や家族の負担軽減を図ることで自殺リスクの軽減にも寄与し得る。 ▶保険料を期限までに支払えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談があつた際は、適切な支援につながり得る。
	介護保険事業計画・高齢者福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ▶高齢者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業の更なる連携の促進を図ることができる。
農林水産課	人・農地問題解決推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶経営上の様々な課題に対して、各種専門家に相談できる機会を提供することで、経営者の問題状況を把握し、その他の問題も含めて支援につなげていける可能性がある。
	農業次世代人材投資事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶若者への就労支援は、それ自体が重要な生きる支援でもある。また就労に係る問題だけでなく、心の痛みを抱えた若者にも対応できるような支援体制を整えられれば、生きることの包括支援にもなり得る。
	新規就業者連絡協議会の活動・支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ▶新規に農業へ就労しようという意欲を支えることは、それ自体が重要な生きる支援でもある。また就労に係る問題だけでなく、心の痛みを抱えた若者にも対応できるような支援体制を整えられれば、生きることの包括的支援にもなり得る。
	その他農家の経営安定のための資金相談	<ul style="list-style-type: none"> ▶資金相談時に、困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、支援先につなげる等の対応が可能になる。
	漁業者の経営安定のための資金相談	<ul style="list-style-type: none"> ▶自然災害等での資金相談時に、困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、支援先につなげる等の対応が可能になる。
	農地移動適正化あつせん事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶農地を売りたい、貸したい人の中には、経済的に困窮した人も含まれる可能性がある。自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には、適切な支援先へつなぐ等、職員の相談対応の強化につなげる。
建設水道課	道路・橋梁・河川・漁港維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶職員のパトロールや苦情対応等において、気になる人を把握したり、ハイリスク者を把握する機会となり得る。自殺事案の発生や可能性等がないか状況確認を行うことにより、事案発生を防ぐ手立てとなり得る。
	除排雪事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶パトロールや苦情対応等において、気になる人を把握したり、ハイリスク者を把握する機会となり得る。自殺事案の発生や可能性等がないか状況確認を行うことにより、事案発生を防ぐ手立てとなり得る。

担当	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
建設水道課	土地改良事業	・ほ場や用水路等の巡視を行う際に、自殺事案の発生や可能性等がないか状況確認を行うことにより、事案発生を防ぐ手立てとなり得る。
	若者定住促進住宅建設事業	・住居は生活の基盤であり、その喪失は自殺リスクを高める。住宅への入居に際して申請対応等を行う職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、入居申請者の中に様々な問題を抱えた住民がいた場合には、その職員が必要な支援先につなぐ等の対応をとれるようになる可能性がある。
	若者定住促進住宅家賃滞納整理対策	・家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況であったりする可能性が高い。相談対応や徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気付き役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
	水道料金徴収事務	・水道使用料を滞納している人への督促業務等を含むのであれば、徴収員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、必要に応じて支援先へつなぐ等の対応をとれるようになる可能性がある。
観光課	町商工会への補助	・町内事業者の経営上の様々な課題に関して、経営指導員に相談できる機会を提供することで、事業者等の問題状況を把握し、その他の問題も含めて支援つなげていける可能性がある。
	町観光協会への補助	・各種会議及び会合等で、事業経営者並びに従業員が直面しがちな自殺と関連するトラブルや問題に加えて、相談先の情報等を周知することで、自殺対策に寄与し得る。
	商工業の金融・セーフティネット等	・融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる等の機能を果たし得る。 ・健康経営は促進に向けたPR案の検討を行うことで、健康経営の強化を図る起点にもなり得る。
支所	窓口業務	・申請等に際し、本人や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・対応への接点になり得る
	住民相談や苦情等の処理業務	・職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策の視点について理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な支援先につなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。
	遺族へのリーフレット配布	・死亡届出時、啓発用リーフレットの配布を通じて、地域の支援機関等の資源について住民に情報周知を図ることができる。
診療所	診療所運営	・自殺未遂者支援や地域包括ケア事業等を進める上での地域の拠点となり得る。
	問診	・診療時の問診等で支援が必要な方との接触の機会となり得る。 ・患者の中には健康問題から自殺リスクの高い人もおり、問診により把握した際は適切な支援先につながり得る。

担当	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
	情報提供	▶掲示板へのポスター掲示等を通じて、要支援者への情報提供、関係機関の情報提供が可能。
	在宅診療	▶本人や家族の問題を把握し、必要に応じて適切な支援につなげられれば、自殺リスクが高い集団へのアウトリーチ*策として有効である。
議会事務局	生活における困りごと相談	▶議員が町民と接する中で感じた異変を、適切な支援先につなげられれば、自殺の予防となり得る。
教育委員会	学校評議員設置事業	▶学校評議員が持っている地域の情報を学校運営に反映させることにより、問題のあり得る児童生徒の早期発見・対応へつながり得る可能性がある。
	要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金事業	▶就学に際して、経済的困難を抱えている児童生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。家庭状況に関する聞き取りを行うことで、リスクの早期発見と対応が可能となる。
	高等教育修学支援資金貸付事業	▶進学に際して、経済的困難を抱えている学生は、その他にも家庭内に様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。家庭状況に関する聞き取りを行うことで、リスクの早期発見と対応が可能となる。
	児童生徒及び教職員健康管理事業	▶学校職員（支援者）の健康管理を通じて、支援者に対する支援の充実を図ることができる。 ▶児童生徒の健康状態を把握することにより、自殺リスクの早期発見・対応が可能となる。
	特別支援教育研究事業	▶様々な問題を抱えた児童生徒及びその保護者等は自殺リスクを抱えていることが想定される。こうしたケースは対応のスキルアップを行うことで、適切な対応が可能となる。
	教育支援委員会事業	▶保育園、小学校、中学校間で児童生徒の家族の状況等も含めた情報を共有できれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。
	情報教育の推進事業	▶スマートフォンによるトラブルからいじめに発展する危険もある。スマートフォンの正しい使い方を知ることでトラブル回避ができる。
	深浦町小学生「生きる力」育成研修会	▶たくましく「生きる力」を身につけることは、自己肯定感アップとなり、「生きることの促進要因」を増すことになり得る。
	生涯学習フォーラム事業	▶講演の中で、テーマに即した形で自殺の問題を取り上げることができれば、住民に寄与できる可能性がある。
	各種社会教育事業（スポーツ講座）	▶参加者同士の交流を促進し、住民が気軽に集える事業を展開することで、居場所づくり・生きがいの創出につなげることができ、「生きることの促進要因」となり得る。
	いのちの教室（小学生対象）	助産師による性教育の中で、いのちの大切さを実感し、自己肯定感を高める。

担当	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
教育委員会	教育支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> 不登校児童生徒や保護者の中には様々な課題を抱え、自殺リスクを抱えている可能も考えられる。 指導員が必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応がとれるようになる可能性がある。
	スクールカウンセラー派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> 様々な課題を抱えた児童生徒自身及びその保護者が自殺リスクを抱えている場合も想定される。 スクールカウンセラーによる関係機関とも連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
	公民館・分館による作品展示事業	<ul style="list-style-type: none"> 文化活動を支援することは、地域での仲間づくり強化につながる。地域の仲間づくりは、安心して過ごせる居場所づくりでもあり「生きることの促進要因」を増やすものとなり得る。
	各種公民館教室事業	<ul style="list-style-type: none"> 参加者同士の交流を促進し、住民が気軽に集える事業を展開することで、居場所づくり・生きがいの創出につなげることができる。
	「岩崎分館」サークル活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 参加者同士の交流を促進し、住民が気軽に集える事業を展開することで、居場所づくり・生きがいの創出につなげることができる。
地域包括支援センター	総合相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 相談者の中で、自殺リスクが高い者に対して、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
	ケアマネ連絡会	<ul style="list-style-type: none"> 各種専門職のスタッフにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を察知し、適切な支援先へとつなぐ等の対策を強化することができる。 会議の中で、テーマに即した形で自殺の問題を取り上げることができれば、住民へ寄与できる可能性がある。
	ケアマネジメント支援	<ul style="list-style-type: none"> 各種専門職のスタッフにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を察知し、適切な支援先へとつなぐ等の対策を強化することができる。
	介護予防ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 介護を受ける本人やその家族の中には、様々な問題を抱え、自殺リスクの高い人がある可能性がある。介護職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、自殺対策の視点を持ち、適切な支援先へとつなぐ等の対応の強化につながる可能性がある。
	在宅医療・介護連携推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 各種専門職のスタッフにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を察知し、適切な支援先へとつなぐ等の対策を強化することができる。 高齢者の実態や自殺リスクに関する情報を行うことにより自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見と対応を行うことができる。

担当	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
地域 包 括 支 援 セ ン タ ー	脳の健康教室事業	<ul style="list-style-type: none"> ・サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を察知し、適切な支援先へつなぐ等の対策を強化することができる。 ・「生きることへの促進要因」への支援の観点から高齢者の「居場所」となっている。
	生きがい活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を察知し、適切な支援先へつなぐ等の対策を強化することができる。 ・「生きることへの促進要因」への支援の観点から高齢者の「居場所」となっている。
	認知症初期集中支援推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チームが認知症の方やその家族に早期に対応し、早期受診・適切なサービスにつながるよう支援することで、自殺リスクとなる本人・家族の心身の負担を軽減し得る。
	認知症サポーター養成研修	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じたりする危険性もある。地域全体の気付きの力を高めていくことにより、地域における気付き役となる担い手を拡充することにつながり得る。
	生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える悩みや異変を察知し、適切な支援先へつなぐ等の対応を強化することができる。
	家族介護用品支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・本人や家族等と対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・対応への接点になり得る。
	家族介護者交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の負担軽減を通じて、介護負担から起こる自殺リスクを減らすことができる。 ・家族等と対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・対応への接点になり得る。
	地域ケア会議推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者が抱える問題だけでなく、自殺対策の視点も加えた個別支援を行い、多職種での連携体制を整備することができる。
	認知症カフェ	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の方やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いの推進に寄与し得る。
	高齢者虐待への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待を受ける高齢者とその家族は、その多くが日常生活上の様々なストレスを抱えて、自殺のリスクが高まっている可能性があるため、高齢者虐待の対応は自殺予防の視点を持って当たる。
	食の自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・本人と対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・対応への接点になり得る。
権利擁護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・本人や家族等と対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・対応への接点になり得る。 	

担当	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
	徘徊高齢者家族支援サービス事業	・当人や家族等と対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・対応への接点になり得る。
健康推進課	各種相談への対応	・相談者の中で自殺リスクの高い人に対して、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスク軽減にも寄与し得る。
	家庭訪問	当人や家族等と対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・対応の接点になり得る。
	健康相談・健康教育 (生きがい活動推進事業合同)	高齢者の集まりに出向き、当人と面談することで、問題の早期発見・対応の接点になり得る。また、機会教育において、自殺の問題を取り上げることができれば、住民へ寄与できる可能性がある。
	要保護児童対策地域協議会	・虐待が疑われる児童生徒や、支援対象家庭で自殺リスクが高いと思われる保護者について、早期に支援につなげられる体制を強化することで、自殺リスク軽減に寄与し得る。
	思春期教室	・本教室への参加機会を捉えて、命の大切さや性について学び、必要時には適切な支援先につなぐ等の接点として機能させることができる。
	母子保健（母子健康手帳 交付・妊婦健康診査）	・当人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば支援先につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。
	妊産婦・乳児等訪問	・面接時に異変や困難に気付き、問題があれば支援先につなげる等自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。また、産後うつスクリーニングで産後うつを早期に把握し、必要な支援につなげることができる。
	母子保健（乳幼児健診と事後フォロー）	・当人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば支援先につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。 ・子どもに対する歯科健診は、家庭の生活状況や抱える問題を把握する貴重な機会となり得る。 ・貧困家庭への支援や虐待防止等各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその保護者も含めて包括的な支援を展開できる可能性があり、そうした支援は自殺対策にもなり得る。
	母子関係各種申請・交付 等事務	・不妊に係る悩みや経済的負担は自殺に至る要因になり得る。助成の相談や申請の機会は、自殺リスクが高い人との接触機会として活用し得る。 ・育児に係る悩みや経済的不安は自殺に至る要因にもなり得る。助成の相談や申請の機会は、自殺リスクの高い人との接触機会として活用し得る。
	学校との連携	・養護教諭との意見交換や学校保健会への参加は、児童生徒が抱えている問題について話し合う場となり得る。 ・関係機関にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺のリスクを早期に察知し、必要な支援先につなぐ等の対応を強化できる。
白神サークル活動支援	・精神障害者は自殺のハイリスクであり、本人が住み慣れた地域で、安心・充実した生活を送るための支援は重要である。 ・当人や家族等と対面に対応する機会を活用することで、自殺リスクを早期に発見し支援につなぐ等の対応がとれるようになる可能性がある。	

担当	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
健康推進課	特定健診・がん検診と事後指導	<ul style="list-style-type: none"> ▶健(検)診の機会を活かし、問題がある場合はより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点となり得る。 ▶健康問題からくる不安や悩みに対する相談を行い、自殺リスクの減少を図る。
	生活習慣病予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶当人や家族との対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・対応への接点となり得る。 ▶事業に参加し健康づくりに取り組むことで、自殺リスク軽減に寄与し得る。
	歯周病検診	<ul style="list-style-type: none"> ▶健康づくりに取り組むことで、健康不安による自殺リスク軽減に寄与し得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ▶保健協力員活動事務 ▶食生活改善推進員活動事務 	<ul style="list-style-type: none"> ▶会議や研修会等の開催を通じて、自殺対策の情報共有や関係者同士の連携を深めることにより、問題啓発と自殺予防研修の機会となり得る。 ▶ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺のリスクを早期に察知し、必要な支援先につなぐ等の対応を強化できる可能性がある。
	広報誌・ホームページ、ポスター等による広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ▶「自殺対策強化月間(3月)」「自殺予防週間(9月)」に合わせて自殺対策に関する情報の周知を行うことで、住民に対する啓発の機会とすることができる。
	ゲートキーパー養成研修	<ul style="list-style-type: none"> ▶住民や関係団体等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺のリスクを早期に察知し、必要な支援先につなぐ等の対応を強化できる可能性がある。
	訪問看護	<ul style="list-style-type: none"> ▶訪問対象は、通院が困難な高齢者で介護度が高く、看護が必要な状態から、当人や家族の健康不安や介護負担が大きく自殺リスクも高い可能性がある。当人や家族の不安等に対する相談を行うことで自殺リスクが軽減するとともに、必要な支援先につなぐ等の接点になり得る。

第5章 自殺対策の推進体制

1 自殺対策の推進体制

「深浦町いのち支える自殺対策推進本部」を設置し、自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。

また、関係機関で構成する「深浦町生きいき健康づくり推進協議会」において、関係機関等との連携を強化し、社会全体での取組を推進します。

計画の着実な推進を図るため、計画に揚げた基本施策、重点施策及び生きる支援関連施策についてPDCA*サイクルによる進行管理を行い、目標達成を目指します。

(1) 深浦町いのち支える自殺対策推進本部

深浦町における自殺対策を総合的に推進するため、副町長を本部長として各課長等で構成する庁内の推進本部です。また、当推進本部の下部組織として、推進本部員が指名する職員で構成する幹事を置き、現場における自殺対策の推進に取り組みます。

(2) 深浦町生きいき健康づくり推進協議会

保健、医療、福祉、職域、教育等の関係機関や団体で構成される協議会であり、健康づくり全般を推進する中核組織です。自殺対策を健康づくりと位置づけ、当協議会において自殺対策の協議や承認、計画の進捗状況の検証等を行います。

2 自殺対策の担当課

本計画の担当課（「計画策定・見直し」事務局）は健康推進課とします。

*PDCA：(plan-do-check-act の略) 計画(plan)を立て、計画に基づいて業務を実施(do)し、実行した業務を評価(check)し、改善(act)が必要な部分がないか検討し、次の策定に役立てる。

第6章 参考資料

1 自殺対策基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間におい

ては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等
(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高

等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未

遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二七年九月一日法律第六六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行の際限に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二八年月三〇日法律第一一号）抄
（施行規則）

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づき「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

- 現行：令和4年10月14日閣議決定
- 第3次：平成29年7月25日閣議決定
- 第2次：平成24年8月28日閣議決定
- 第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名義及び生活の平穏に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

「自殺総合対策大綱」

< 第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要 >

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
 - ・命の大切さ、尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・自殺は、その多くが追い込まれた未の死である
 - 「自殺対策とは、生きていることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用を検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイリタリの生きづらさ等に關する支援一体型の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につなげる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連携性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
- ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置、サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
 - ・性的マイリタリの方等に対する支援の充実
 - ・関係機関等の連携に必要な情報共有
 - 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
 - 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
 - 自殺対策に関する国際協力の推進

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの運動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 遭われた人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やブック型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行う体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ、尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に際する教育等の推進
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

3 深浦町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、深浦町いのち支える自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、健康推進課長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 本部会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に対して本部会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第2条各号に掲げる本部の所掌事項について検討を行い、本部に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、健康推進課長をもって充て、必要に応じて幹事会を招集し、これを主宰する。
- 5 副幹事長は、健康推進課自殺対策担当者をもって充て、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事は、別表1に掲げる者が指名する職員をもって充てる。
- 7 幹事長は、前項に定める幹事のほか、必要と認めるときは臨時の幹事を指名することができる。
- 8 幹事長は幹事会における検討及び調査の進捗状況を本部長に報告するものとする。

(部会)

第6条 本部長は、本部の運営を補佐するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、本部長の指名する部会長及び部会員をもって構成する。

3 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対して部会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、健康推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年9月20日から施行する。

別表1 (第3条、第5条関係)

本部員
総務課長
会計管理者
財政課長
総合戦略課長
税務会計課長
町民課長
福祉課長
深浦診療所事務長
農林水産課長
観光課長
建設水道課長
議会事務局長
教育課長

4 深浦町生きいき健康づくり推進協議会（深浦町附属機関に関する条例）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に特別の定めのあるものを除くほか、条例で設置される附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている町長の附属機関の組織、会議の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例で設置する附属機関の組織等）

第2条 町に別表第1に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

（法令で設置された附属機関の組織等）

第3条 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織、運営等について条例で定めることとされているものの名称、担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、別表第2の当該各欄に掲げるとおりとする。

（会長及び副会長）

第4条 会長及び副会長は、別表第1及び別表第2の会長及び副会長の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長が2人置かれる附属機関においては、副会長の行う前項の職務の範囲及び職務代理の順序については、当該附属機関の会長が定めるところによる。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長を置かない附属機関において当該附属機関の会長に事故があるとき、若しくは欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（委員の任命等）

第5条 法令に別に定めのあるものを除くほか、委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成欄に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

2 委員に、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 附属機関の会議は、必要に応じ町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 法令に別に定めのあるもの並びに深浦町防災会議（以下「防災会議」という。）を除くほか、会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議（防災会議を除く。）の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会等)

第7条 法令に別に定めのあるものを除くほか、町長は、必要があるときは、附属機関に部会、専門委員、参与、幹事等を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則 (平成18年6月8日条例第55号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年12月13日条例第66号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月16日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月9日条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に深浦町附属機関に関する条例の規定による深浦町総合計画審議会の委員である者は、第9条の規定による深浦町総合計画審議会の委員に委嘱されたものとみなし、その委員の任期は、第10条第2項の規定にかかわらず、平成28年10月14日までとする。

附 則 (平成27年3月13日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月13日条例第15号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年12月8日条例第31号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日条例第18号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条、第5条関係）

条例で設置する附属機関の組織等（抜粋）

名称	担当する事務	組織	委員の構成	定数	任期	会長等の選任方法	庶務担当課
深浦町生きいき健康づくり推進協議会	生きいき健康づくり対策を推進し、もって、町民の総合的な保健福祉の増進に関する事項を審議すること。	会長 副会長 委員	1 町議会議員 2 保健医療機関の者 3 国民健康保険運営協議会委員 4 保健活動協力員 5 教育機関の職員 6 関係行政機関の職員 7 地域住民を代表する者 8 学識経験を有する者	15人以内	2年	委員の互選	健康推進課



いのち支える

第2期 深浦町いのち支える自殺対策計画

令和6年3月 青森県深浦町

〒038-2321

青森県西津軽郡深浦町大字広戸字家野上 104-1

深浦町健康推進課

TEL (0173) 82-0288 FAX (0173) 82-0693
